

比較には留保が必要であるが、注目すべき投票行動の変化は次のとおりである。①14年に「賛成」していた米、英、仏が今回は「棄権」にまわった。②棄権していた中国、ロシアが反対にまわった。つまり、核兵器国はそろって否定的な方向に投票行動を変えたのである。これは注目されるべき変化であった。

米、英、中、ロの棄権理由は公式には明らかにされていない。これらの国々が「非人道性の認識に警戒感を持ったこと」(11月3日付「毎日新聞」)は想像に難くないが、もう一步掘り下げて彼らの動機について考えたい。

日本決議とは別の決議だが、米、英、仏は「非人道性の認識」を前面に打ち出した3つの決議案に対して、そろって反対票を投じた。3決議とは、オーストリア等の「核兵器の人道上の結末」(L.37)、「核兵器の禁止と廃絶に向けた人道声明」(L.38)及び南アフリカの「核兵器のない世界のための倫理的至上命題」(L.40)である。3か国連名の「投票理由説明」(11月3日、英国が代表して発表)<sup>6</sup>は、核兵器使用が悲惨な結末を招くという、多くの議論に異存はないとしつつ、「これら決議の背後には核兵器禁止の意図があると思われる」として、次のように批判した。「核兵器が継続的に存在しない世界を創り出すために、我々が直面する極めてリアルな安全保障上の懸念と切り離して核軍縮を進めることはできない。ステップ・バイ・ステップ・アプローチは、核軍縮と世界の安定という至上命題を統合するための唯一の方法だ。」

今年5月のNPT再検討会議で、米国が「核兵器は安全保障上の問題であるし人道上の問題でもある」と述べ、「核軍縮の法的拘束力のある協定のみが効果的措置ではない」として、「ステップ・バイ・ステップ」の有効性を強調した<sup>7</sup>ことも想起される。核兵器国で唯一、日本決議への「投票理由説明」を入手可能なフランス<sup>8</sup> (棄権)もこれと重なる認識を示している。


つまり、核兵器国が日本決議に反発した要因には、「非人道性の認識」によってステップ・バイ・ステップとは異なる「効果的措置」の議論が拡大することに対する警戒があると考えられ

る。日本決議は、私たちの目からみれば、「効果的措置」の推進力としては極めて弱いものだった。それでも、核兵器国の警戒心は払拭されなかったであろう。

## 問われる日本市民の責務

15年NPT再検討会議の合意失敗によって、核兵器国に核軍縮を強制する圧力が大きく減じたと思われる中で迎えた国連総会。そうであるが故に、日本の新決議が果たすべき役割は大きかった。しかし、新決議の条文と日本の投票行動の全体が示すのが「進歩性」ではなく「保守性」であることは、前述のとおりである。その「保守性」の源泉には日本の核兵器依存政策がある。

国際世論の趨勢に押されて「人道上の結末に対する深い懸念」(主文3)が示されたことを除けば、新決議のほとんど唯一といってよい積極的要素は、「**関係国における核兵器の役割の低減を要求**」(主文10)したことである。これを手掛かりに、日本の核兵器依存政策を変える努力をとおして国際的な核軍縮議論に新風を送り込むことが、日本市民の責務である。

次号では、「法的枠組み」を巡る諸決議案の採択結果を見ることで、市民の課題をさらに考えていきたい。(田巻一彦) 

### 注

- 1 本誌480号(15年9月15日)。要請書の全文はピースデポ・ウェブサイト: [www.peacedepot.org/media/pcr/150917\\_yousei\\_unres.pdf](http://www.peacedepot.org/media/pcr/150917_yousei_unres.pdf)
- 2 本誌462号(14年12月15日)に採択された決議の抜粋訳。
- 3 ピースデポ・ウェブサイト参照。  
[www.peacedepot.org/media/pcr/151030\\_shokanyousei\\_unres.pdf](http://www.peacedepot.org/media/pcr/151030_shokanyousei_unres.pdf)
- 4 本誌前号及びピースデポ・ウェブサイトに全訳。[www.peacedepot.org/resources/undoc/unga70comt1res40\\_.pdf](http://www.peacedepot.org/resources/undoc/unga70comt1res40_.pdf)
- 5 本誌前号に全訳。
- 6 原文は、国連の次のサイトの「Seventieth Session (第70会期)から日付(11月3日)もしくは国名で検索できる。<https://papersmart.unmeetings.org/ga/first/>
- 7 本誌474号(15年6月15日)に声明全訳。

### 【資料】

**核兵器の全面的廃絶に向けた、新たな決意のもとでの結束した行動**  
2015年10月21日 A/C.1/70/L.26

アフガニスタン、オーストラリア、ベルギー、ベリーズ、ベニン、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、

ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ケニア、キルギスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マラウイ、マーシャル諸島、ミクロネシア(連邦)、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、セネガル、セルビア、セーシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、ス

イス、バヌアツ共同提出決議案

総会は、(前文略)

1. すべての加盟国は、すべての人にとってより平和な世界、ならびに核兵器のない平和で安全な世界を達成することを目指し、核兵器の全面的廃絶に向けて結束した行動をとるといふ決意を新たにす。
2. これに関連し、すべての核不拡散条約(NPT)締約国が第6条の下で誓約

している核軍縮につながるよう、保有核兵器の全面的廃絶を達成するとした、核兵器国による明確な約束を再確認する。

3. 核兵器使用による人道上の結末に対する深い懸念が、核兵器のない世界に向けたすべての国家の努力の基礎となり続けることを強調する。
4. すべてのNPT締約国が、条約の全条項に基づく義務を遵守し、1995年再検討・延長会議及び2000年、2010年再検討会議の最終文書で合意された諸措置を履行することを求める。
5. すべてのNPT未締約国が、その普遍化をめざして即時かつ無条件に非核兵器国として加盟するとともに、条約加盟までの間、同条約のすべての条項を遵守し、条約を支持する実際的な措置を講じることを求める。
6. すべての人にとって減じられず、強化される安全保障という原則の下、核兵器の全面的廃絶に向けてさらなる実際の措置や効果的措置を講じることをすべての加盟国に求める。
7. ロシアと米国が、可能な限り早期の交渉妥結をめざし、核兵器備蓄のさらなる削減の達成に向けた交渉を早期に開始することを奨励する。
8. すべての核兵器国が、世界的な備蓄核兵器のさらなる削減の促進に向け、一方的、二国間、地域的あるいは多国間の措置などを通じて、戦略・非戦略、配備・非配備を問わず、あらゆる種類の保有核兵器を削減することを求める。
9. すべての加盟国が、核軍縮及び不拡散のプロセスに関連して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを求める。
10. 関係する加盟国が、核兵器の役割や重要性の一層の低減のために、軍事・安全保障上の概念、ドクトリン、政策を継続的に見直していくことを求める。
11. 核兵器を保有するすべての国が、意図されない核爆発の危険性に包括的に対処していく上で必要となるあらゆる努力に継続的に取り組むことを要請する。
12. 核兵器国が、核軍縮の行動の促進をめざして定期会合を継続的に開催し、これまでの透明性向上に向けた努力を一層拡大し、相互信頼を増進することを奨励する。これには、2020年再検討会議に向けたNPT再検討プロセスにおける核軍縮努力の中で廃棄・削減された核兵器や運搬システムに関する、より頻度が高く

詳細な報告の提出が含まれる。

13. すべての関係諸国が、該当する場合には、国連軍縮委員会の1999年指針に従って、さらなる非核兵器地帯を設立するとともに、非核兵器地帯条約とその関連議定書、とりわけ核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行わないことを定めた法的拘束力のある保証を含む議定書を批准することを奨励する。
14. すべての加盟国、とりわけ包括的核実験禁止条約（CTBT）付属文書2に列挙された発効要件国のうち残る8か国が、2016年が条約の署名開放20周年にあたることに留意し、これ以上の遅滞なく、また、他国の行動を待つことなしに、条約の署名及び批准に向けた独自のイニシアチブを発揮するとともに、CTBT発効までの間、核兵器の爆発実験もしくは他のすべての核爆発に関する現行のモラトリアムを継続することを要請する。
15. また、すべての関係諸国が、2012年12月3日の決議67/53第3節が求めた政府専門家グループの報告書提出を受け入れつつ、核兵器あるいは他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約に関する交渉をジュネーブ軍縮会議（CD）においてただちに開始し、1995年3月24日のCD/1299文書及びそこに含まれる任務に基づき早期に締結するとともに、同条約発効までの間、あらゆる核兵器もしくは核爆発装置のための核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言し維持することを要請する。
16. 加盟国が、核兵器のない世界を達成するために必要とされる効果的措置のさらなる探究のための、適切な多国間協議の場に参画するよう奨励する。
17. 朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）が、核実験のさらなる実施を思い留まり、世界的な不拡散体制の土台を掘りくずす核戦力増強政策を放棄し、あらゆる核兵器ならびに既存の核計画を断念し、早期にNPTと国際原子力機関（IAEA）保障措置に復帰することを強く要請する。また、DPRKが、現在行っているすべての核活動を即時に停止し、関連する国連安保理決議に基づく諸義務を完全に遵守し、2005年9月19日の6か国協議共同声明における関連した誓約を尊重する具体的な措置を講じることを要請する。

18. すべての加盟国が、核兵器とそれらの運搬手段の拡散を防止する努力を倍加させるとともに、核兵器を絶つとの誓約に基づく諸義務を全面的に尊重し、遵守するよう求める。

19. 国際原子力機関（IAEA）保障措置の不可欠な役割ならびに包括的保障措置協定の普遍化の重要性を強調するとともに、追加議定書の締結が各国の主権にもとづく決定であることに留意しつつ、1997年5月15日にIAEA理事会が承認したモデル追加議定書を未だ締結、発効させていないすべての加盟国が、可能な限り早期にそうした行動をとることを強く奨励する。

20. すべての加盟国が、2004年4月28日の決議1540（2004）を含む関連安保理決議を完全に履行することを求める。

21. とりわけ核テロリズムの防止を目的として、脆弱な核物質や放射性物質の保安を確実にするためのあらゆる努力を奨励する。また、すべての加盟国が、必要に応じて、能力構築分野を含めた支援の要請や提供を行いつつ、国際社会として核保安の前進のために協働することを求める。

22. すべての加盟国が、軍縮・不拡散教育に関する国連事務総長による報告※に述べられた諸勧告を履行することによって、核兵器のない世界の達成を支援することを奨励する。

23. 各国指導者や若者らが核兵器使用の被害を受けた都市を訪問することや、原爆を生き延びた人々、すなわち「ヒバクシャ」の証言を聴くことなどを含めて、核兵器使用がもたらす人道上の影響に対する意識を喚起するためあらゆる努力が行われることを奨励する。

24. 第71会期の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意のもとでの結束した行動」という小項目を含めることを決定する。

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

（長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）の暫定訳にピースデポが手を加えた。）